

2つの臨時福祉給付金のお知らせ

	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
趣旨	消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として10月1日～平成29年3月31日までの6か月分、3千円を支給します。	「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、社会保障・税一体改革の一環として、平成29年度から実施が予定される、年金生活者支援給付金の前倒しの位置づけになることも踏まえ、個人消費の下支えにも資するよう、低所得の年金受給者等を対象に3万円を支給します。
支給対象者	平成28年度分の住民税が課税されていない方。※平成27年中の収入申告になります。 ただし、住民税において、課税者の扶養となっている場合や生活保護の方などは対象外となります。	左記の条件に該当する方で、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方。[平成28年4月分の年金受給がある方(同年5月分の受給のない方を除く)または同年5月分の受給がある方]ただし、「高齢者向け給付金」が支給された方は重複するため対象外となります。
支給額	一人につき 3千円 (1回限り)	一人につき 3万円 (1回限り)
基準日	平成28年1月1日 基準日時点で住民票が笠間市にある方が対象です。	
受付	受付は郵送で行うほか、社会福祉課および各支所福祉課の窓口にて受け付けます。	
申請期間	9月7日(水)～平成29年2月15日(水)	
申請書類	該当する方には、9月6日(火)に申請書を郵送します。書類が届いてから申請してください。	

【問合せ】社会福祉課(内線180)・笠間支所福祉課(内線72134)・岩間支所福祉課(内線73174)

お詫びと訂正

広報かさま7月号6ページの記事「お盆期間のごみ収集、し尿汲み取り・浄化槽清掃について」の中で、友部・岩間地区の日程に一部誤りがありました。正しくは、次のとおりとなります。市民の皆様ならびに関係者各位にお詫び申し上げます。

【友部・岩間地区】

訂正箇所

	8月11日(木・山の日)	8月12日(金)	8月13日(土)	8月14日(日)	8月15日(月)	8月16日(火)
ごみ収集	○	○	○	○	○	○
ごみ持込	○	○	○	○	○	○
し尿汲み取り・浄化槽清掃	休み	休み	○	○	休み	休み

※○は通常どおり実施、斜線は通常と同じく休みになります。

【問合せ】環境保全課(内線127)

楽腰館 東平鍼灸接骨院

●往診可 ●急患受付 ●通院送迎実施中 ●無料

交通事故、労災 各種保険取扱い

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

休診日/木曜日

土・日診療中

〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-8

TEL 0296-77-9939

FAX 0296-77-9809